

安井久善編

浪合記  
櫻雲記

安井久善編

浪合記  
櫻雲記

古典文庫

昭和六十一年十二月二十日印刷発行

非売品

浪合記・桜雲記

編者 安井久善

発行者 吉田幸一

印刷者 白橋印刷所

発行所

114

東京都北区西ヶ原  
三ノ三四ノ一二

古典文庫

電話（九一〇）二七一七  
振替口座東京九・一四五九七番

# 目次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 凡例                        | 3   |
| 一 浪合記（宮内庁書陵部蔵本）           | 5   |
| 二 浪合記（日本大学図書館蔵武笠文庫本）      | 69  |
| 三 異本浪合記（宮内庁書陵部蔵「落原拾葉」所収本） | 105 |
| 四 浪合草露（内閣文庫蔵本）            | 119 |
| 五 浪合記別集（宮内庁書陵部蔵「落原拾葉」所収本） | 149 |
| 六 桜雲記（内閣文庫蔵本）             | 167 |
| 解説                        | 307 |
| 浪合記                       | 309 |

|     |     |
|-----|-----|
| 桜雲記 | 346 |
|-----|-----|

|         |     |
|---------|-----|
| 浪合記参考系図 | 345 |
|---------|-----|

|    |     |
|----|-----|
| 索引 | 381 |
|----|-----|

## 凡 例

一、原初本系統本『浪合記』として、宮内庁書陵部蔵本（貞享二年写）を、広本（流布本）系統本『浪合記』として日本大学図書館武笠文庫本（宝暦八年写）を、また略本系統本として『異本浪合記』（宮内庁書陵部蔵路原拾葉所収本、江戸末期写）をそれぞれ底本とし、これを忠実に翻刻することに努めた。

二、参考として、『浪合草露』（内閣文庫本）および『浪合記別集』（宮内庁書陵部蔵路原拾葉所収本）をそれぞれ忠実に翻刻附載した。ただし、『浪合草露』については、末尾の系譜および李花集抜書の部分を割愛した。

三、桜雲記は内閣文庫蔵本（江戸中期写）を底本とした。

四、翻刻にあたっては、いずれも漢字・仮名の別、仮名づかい、送り仮名等すべて原本のままとしたが、読解の便をはかり、私意に従って句読点、引用符、中黒点等を施すことに努めた。

五、底本にあきらかな誤写・誤脱等が認められる場合には、（マヽ）と注記した。  
六、底本の翻刻をご許可下さった宮内庁書陵部、内閣文庫、日本大学図書館に深  
甚なる謝意を表する。

昭和六十一年十一月

安井久善

# 一 浪 合 記

宮内庁書陵部蔵本 三六〇四



大橋歷代記 尾張国海辺郡津嶋 土

桃井弥太郎義繁傳 五拾卷之内

義繁ハ源三位頼政苗裔ナリ。父ハ兵庫頭顕氏、母ハ下妻相模守藤原政信女。顕氏ハ頼政弟頼行五男下妻源太夫兼綱養子右京亮顕綱ヨリ五代裔ナリ。顕綱ハ頼政嫡子左衛門尉宗綱二男。義繁、正和四<sup>乙</sup>卯年八月五日守邦親王將軍ニ始テ拜謁ス。時ニ宗近<sup>三條</sup>ノ太刀ヲ義繁ニ賜フ。此時マテハ下妻小次郎政詮ト云。一族桃井修理太夫義盛養子トナツテ下妻氏ヲ桃井ト改ムル。桃井次郎尚義、諱ヲ讓テ義繁ト号ス。駿河守ト改名ス。嘉曆二<sup>丁酉</sup>年八月十八日、遠江駿河両国ノ内ニテ貳万貫ノ地ヲ賜テ、駿河守ヲ遠江守ニ改ム。同三年下野国河内郡上参河村落合ニ城ヲ築ク。元徳<sup>己巳</sup>年二月廿日、相模国鎌倉ヲ出天台山ニ登ル。元

弘<sup>辛</sup>未年七月七日、大地震ニ富士山数百丈崩ル。桃井弥次郎義基主従三十五騎、富士川ニテ水溺テ死ス。同年義繁、尊雲法親王ノ密<sup>(ママ)</sup>ヲ承テ、同二<sup>壬</sup>申年三月十八日京ヲ出テ鎌倉ニ帰ル。同六月十一日、義繁新田小太郎義貞カ上野ノ館ニ行テ、密ニ尊雲法親王ノ詔ヲ告ク。義繁落合ニ帰ル。同九月十三日、平高時其一族大仏陸奥守貞直、阿曾弾正時治、二階堂道蘊等ヲ大将ニテ、大軍ヲ率テ上洛ス。義繁モ是ニ随フ。

一 高時ハ桓武天皇廿代相模守貞時嫡男。嘉元元年二生。応長元年左馬権頭ニ任。文保元年ニ相模守任ス。嘉暦元年病ニ依テ出家、法名宗鑑。正慶二年五月二十二日、葛西谷東勝寺ニテ自殺ス。

鎌倉繁昌、治承四年ヨリ正慶二年マテ百五十四年ナリ。

一 大仏陸奥守貞直ハ北條四郎時政五代ノ孫、民部少輔宗泰カ子ナ

り。鎌倉大仏ニ居家アツテ大仏ト唱フ。討死ノ時ハ脇屋右衛門佐義助手大橋太郎貞吉是ヲ討捕ル。

一 阿曾弾正時治ハ北條時政六代ノ孫、遠江守阿曾守時カ嫡子ナリ。高時ト一所自害ス。

鎌倉滅亡ノ後、新田殿尋ラル。今度合戦ニ味方ニ見ナレヌ笠印有ルト義助殿ニ問ケル。傍折敷ニ一番ノ文字ハ下野ノ桃井ノ一党山川大橋等ナリ。上野ノ桃井ニ紛レ候ニ依テ扇ノ紋ヲ付ス候。<sup>(ママ)</sup>山川ハ久下ノ一族ナリ。立五引領ハ足利治部太輔高氏ノ三男千寿王殿ナリト曰。後二千寿王殿ヲ義詮ト申ナリ。元弘三<sup>癸酉</sup>年正月十八日、護良皇子ノ籠セ給フ大和国吉野ノ城、楠正成籠ル千劔破ノ城并正成郎等楯籠ル赤坂ノ城ヲ攻ル。同二月十五日赤坂落ル。其後吉野ヲ攻落ス。護良皇子御命

既ニ危ニ到ル。村上彦四郎義光カ男兵衛藏人義隆防キ戦死ス。其間ニ皇子免レ玉ヒテ深山ニ隠ル。村上義光、義隆父子カ働人ニ勝タル振舞ハ上古ニタメシ少ク、末代ニモ有マシト人々申ケル。吉野ノ城落去シテ諸方ノ軍兵皆千劔破ノ城ヲ囲テ攻ム。正成奇計ヲ運テ防戦フ。寄手ノ兵討ル者多シ。義繁モ寄手ノ内ニ加テ向ケル。新田義貞ノ陣ヨリ榛谷次郎義兼ヲ以テ、義繁ニ告ク。会盟ノ如ク、明日此陣ヲ払テ某シハ国ニ下ルヘシ。急キ義繁モ下向有ヘシ。義繁心得テ返答シ榛谷ヲ歸ス。義繁吏刺大仏貞直カ陣ニ行テ曰。我年久ク北條家ノ恩ヲ蒙リ、此當中ヲ退キ鎌倉ノ母ノ病勞ヲ訪モ、武士ノ法ヲ背ニ有リ。然トモ忠義ヲ思モ親ニ孝ヲ思モ佗ニ異ナルヘシ。数日ノ軍暇ヲ給レト云。貞直理ニ屈シテ許容ス。義繁其夜ニ陣ヲ引払テ鎌倉ニ赴ク。一族大河内左衛門尉

氏綱ヲ潜ニ鎌倉扇谷ニ遣シ、母ヲ葬礼ノ如クニ施テ氏綱扈從シ同四月  
七日下野国落合ノ城ニ入ル。此事貞直聞テ、サテハ新田桃井一類共カ  
謀反ト腹立シテ、其ヨリ諸方攻口所々ノ陣々ヘ軍使ヲ遣シ改ケルトナ  
リ。義繁、下妻六郎正康ヲ以テ新田ニ通シ義貞ト牒合、同五月八日義  
兵ヲ起ス。高時弟將監泰家入道恵性、武蔵国府中ニ出張ス。相模国ノ  
兵ヲ始近国ノ武士高時ヲ背ク。土井三郎左衛門尉景連近江守、  
景盛子、恵性ニ  
属シ武蔵ノ久米川ニ陣ス。景連鎌倉ヲ背テ新田ニ属シ、義繁ト一所ニ  
同五月十五日武蔵府中ニ戦フ。義繁郎等壬生孫六郎重房討死ス。弟大  
九郎重仲進來テ兄敵遁シト諸軍勢ニ抽テ飽間悪三郎兄弟撃捕ル。恵性  
ノ陣遂ニ敗テ鎌倉ニ引退ク。義貞鎌倉ニ攻入ル。基時、金澤武蔵守貞  
将等ヲ所々ニ於テ撃捕ル。長崎高重戦フ所ヲ壬生大九郎重仲畦ノ陰ヨ

リ放ツ矢ニ中テ終自殺ス。同二十二日高時ハ葛ノ谷東勝寺ニ入テ自害ス。義繁累年北条ト相親シ。然共高時義繁ヲ疏ス。此乱ニ一族ニテ上野下野ノ内ニテ心ヲ変シ、高時ヲ背者二十八騎。

一 四郎左近太夫泰家 平高時弟 正中三年三月十五日出家 法名 恵性ト号

一 相模守平基時 入道シテ普恩寺ト号

法名信忍 北条時政五代孫尾張守從五位下時兼男也

一 長崎四郎高重

一 金澤武蔵守貞将 北条時政六代之後胤修理大夫貞顕長男ナリ

一 飽間悪三郎藤原盛貞

飽間齊藤三郎藤原盛貞去年廿六

於武州府中五月十五日令打死

元弘三年癸酉

五月十五日

敬白基有武

州久米川同孫七家行廿三同死飽間

孫三郎宗長卅五於相州村岡十八日討死

建武

甲戌

年五月十五日ニ義繁從五位下ニ任ス。同年直義ニ遠江国ヲ

賜フ。是ニ依テ義繁領地ヲ代テ參河国額田郡碧海郡兩郡ノ内ヲ賜フ。

義繁下野国河内郡上村居住ス。義繁此村ヲ上參河ト名ク。五月七日護

良皇子ヲ鎌倉ニ下向ヲ成シ、直義ニ預ケラル。一階堂ノ獄中ニ入奉ル。

年北条惠性ト西園寺大納言公宗謀反ヲ企ツ。惠性還俗シテ左近太夫時

興ト称ス。北条時行東国ニ起ル。其一族名越屋時兼北国ニ蜂起スル。

事顯レテ公宗ハ誅セラル。

一 西園寺大納言公宗ハ正二位ナリ。大織冠廿六代之孫、正二位内

大臣実衡長男ナリ。母ハ大納言為世卿娘也

一 北畠中納言顯家卿 鎮守府將軍奥州国司 從二位權中納言 建

武四年五月二十二日摂津安部野ニテ討死ナリ 人王六十二代村上天下

皇十三代正二位大納言北畠准后親房男

同七月十一日、時行ハ信濃国ヨリ起テ鎌倉ヲ攻ル。源尊氏勅命ヲ奉  
リ東国ニ下ル。義繁參州岡崎西郷兵庫正昭カ城ニ在テ此乱ヲ聞テ、吉  
良三郎有信ヲ下野ニ下ス所ニ、江州住人木村源太義綱ニ遠江国中泉ニ  
テ行逢テ、鎌倉ノ事ヲ問フ。直義成良皇子ヲ具シ奉ル。鎌倉ヲ出ル其  
日、護良親王ヲ直義弑シ奉ル。此旨有信聞テ驚キ、桃井孫太郎高経ヲ  
以テ岡崎ニ告ル。義繁涙ヲ流シ西郷兵庫ト相談シ、直義上洛ヲ待テ討  
ヘシト計策ヲナス。八月二日、義繁岡崎ヲ出テ駿河国ニ至テ、新田義